

旧	新	備考(変更理由)
<div data-bbox="1003 268 1270 340" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="281 642 1121 699" data-label="Text"> <p><u>Fiimo モバイル通信サービス契約約款</u></p> </div> <div data-bbox="504 1583 902 1629" data-label="Text"> <p>2022年3月24日</p> </div> <div data-bbox="504 1740 893 1793" data-label="Text"> <p><u>株式会社 STNet</u></p> </div>	<div data-bbox="2264 268 2531 340" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1531 636 2371 693" data-label="Text"> <p><u>Fiimo モバイル通信サービス契約約款</u></p> </div> <div data-bbox="1768 1577 2133 1625" data-label="Text"> <p><u>2022年4月1日</u></p> </div> <div data-bbox="1757 1734 2142 1787" data-label="Text"> <p><u>株式会社 STNet</u></p> </div>	<div data-bbox="2567 1572 2748 1610" data-label="Text"> <p>適用日の変更</p> </div>

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p style="text-align: center;">第3章 契約</p> <p>(契約の単位) 第5条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の本契約を締結します。この場合、契約者は、1の本契約につき1人または1の法人に限ります。 2 Fiimoモバイル通信サービスには、料金表第1表第1(利用料金)に規定する種類があります。</p> <p>(契約申込の方法) 第6条 本契約の申込みをするときは、当社所定の方法により申込みを行うものとします。 2 前項の申込みは、個人(満18歳以上に限ります。)に限り可能です。未成年(18歳、19歳)の申込みには、親権者の同意が必要です。ただし、法人の申込みにおいては、当社が別に定める方法によります。 3 本契約者から以下の各号に定める契約変更を行いたい旨の申出があったときは、その本契約の申込みについて第1項の申込みがあったものとみなして取り扱う場合があります。 (1) 当社が別に定める態様により、本契約を解除すると同時に新たに本契約を締結する場合 (2) (1)を除く契約内容の変更の場合 4 前項第1号の申出があったときは、当社は、現に提供している本契約の解除について、第14条(契約者が行う契約の解除)の規定の通知があったものとみなして取り扱います。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 契約</p> <p>(契約の単位) 第5条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の本契約を締結します。この場合、契約者は、1の本契約につき1人または1の法人に限ります。 2 Fiimoモバイル通信サービスには、料金表第1表第1(利用料金)に規定する種類があります。</p> <p>(契約申込の方法) 第6条 本契約の申込みをするときは、当社所定の方法により申込みを行うものとします。 2 前項の申込みは、個人(満18歳以上に限ります。)に限り可能です。未成年(18歳、19歳)の申込みには、親権者の同意が必要です。ただし、法人の申込みにおいては、当社が別に定める方法によります。 3 本契約者から以下の各号に定める契約変更を行いたい旨の申出があったときは、その本契約の申込みについて第1項の申込みがあったものとみなして取り扱う場合があります。 (1) 当社が別に定める態様により、本契約を解除すると同時に新たに本契約を締結する場合 (2) (1)を除く契約内容の変更の場合 4 前項第1号の申出があったときは、当社は、現に提供している本契約の解除について、第14条(契約者が行う契約の解除)の規定の通知があったものとみなして取り扱います。</p>	<p>成年年齢引き下げによる記載の削除</p>

モバイル通信サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
	<p>附 則</p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>1 この改正約款は、2022年4月1日から実施します。</p>	